

石川県教育委員会事務局等組織規則 新旧対照表

改 正 案

(分課の分掌事務)
 第五条 本庁各課の分掌事務は、次のとおりとする。

分 課 名	分 掌 事 務
(略)	1 体育・スポーツ活動の指導助言に関すること。 2 体育施設の管理運営に関すること。 3 学校体育に関すること。 4 社会体育に関すること。 5 生涯スポーツの推進に関すること。 6 競技力の向上に関すること。 7 体育関係諸団体に関すること。 8 国民体育大会に関すること。 9 学校保健に関すること。 10 学校給食に関すること。 11 日本スポーツ振興センター、学校保健会及び学校給食会に関すること。

第九条 略
 2 前項に規定するもののほか、次の表の上欄に掲げる職をそれぞれ同表の中欄に掲げる組織に置くことができるものとし、その職務はそれぞれ同表

現 行

(分課の分掌事務)
 第五条 本庁各課の分掌事務は、次のとおりとする。

分 課 名	分 掌 事 務
(略)	1 体育・スポーツ活動の指導助言に関すること。 2 体育施設の管理運営に関すること。 3 学校体育に関すること。 4 社会体育に関すること。 5 生涯スポーツの推進に関すること。 6 競技力の向上に関すること。 7 体育関係諸団体に関すること。 8 国民体育大会に関すること。 9 学校保健に関すること。 10 学校給食に関すること。 11 日本体育・学校健康センター、学校保健会及び学校給食会に関すること。

第九条 略
 2 前項に規定するもののほか、次の表の上欄に掲げる職をそれぞれ同表の中欄に掲げる組織に置くことができるものとし、その職務はそれぞれ同表

の下欄に掲げるとおりとする。

	職
	組織
(略)	職
	務

備考 専門員については、特定の事務名を冠した職名とすることができる。
3～7 略

第十四条 略

2 略

3 前二項に規定するもののほか、教育機関等に次の表の上欄に掲げる職員のうち必要な職員を置くことができるものとし、その職務は、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

	職
	職
(略)	務

備考 専門員については、特定の事務名を冠した職名とすることができる。
4 略

の下欄に掲げるとおりとする。

	職
	組織
(略)	職
	務

備考 専門員については、特定の事務名を冠した職名とする。
3～7 略

第十四条 略

2 略

3 前二項に規定するもののほか、教育機関等に次の表の上欄に掲げる職員のうち必要な職員を置くことができるものとし、その職務は、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

	職
	職
(略)	務

備考 専門員については、特定の事務名を冠した職名とする。
4 略